JETRO
Japan External Trade Organization

特許庁委託事業

インド知財判決・審決分析集

(2014 年第 3 版:差分のみ)

2014 年 6 月

独立行政法人　日本貿易振興機構
ニューデリー事務所
知的財産権部

Copyright©2014 JETRO All rights reserved. 禁無断転載

長期使用による識別力の獲得(商標法第 9 条(1)(a))‖Ref.2-2

概要

インド商標法に基づき登録を受けるためには、各標章はある者の商品又は役務を他者の商品又は役務から区別する識別力を有していなければならない。しかし、標章が本質的な識別力を有さない場合、標章がそれまでの使用により識別力を獲得した事を立証する証拠を提出する必要がある。標章が識別力を獲得した事を証明又は立証する事は、事実事項であり法律事項ではなく、またそのことは、標章の識別力が長期に亘る使用により立証しうるという証拠でもある。

I. 成文法規定

1999 年商標法第 9 条(1)(a)は、識別力のない、すなわち、ある者の商品又は役務を他者の商品又は役務から区別する事ができない標章の登録を禁じている。しかし、本項の但し書きでは、商標登録出願日前に当該商標の使用の結果として識別力を獲得した場合又は周知商標である場合、当該商標は登録を拒絶されないと規定している。

II.判例法分析

Kaviraj Pandit Durga Dutt Sharma Vs. Navaratna Pharmaceutical Laboratories[1] [最高裁]

a. 事実概要

本ケースでは、被上告人である Navaratna Phamaceutical Labortaries 社は、1926 年に「Navaratna Pharmacy」の社名で営業を開始したが、1945 年に社名を「Navaratna Pharmaceutical Laboratories」に変更した。被上告人は、1940 年商標法に基づき「Navaratna」、「Navaratna Pharmacy」、「Navaratna Pharmaceutical Laboratories」の標章を商標登録した。上告人である Kaviraj Pandit Durga Dutt Sharma 氏は、「Navaratna Kalpa Pharmacy」の社名で営業していた。上告人は、「Navartna Kalpa」を商標登録出願したが、被上告人による異議申立が成立した。登録官は、「Navartna」は記述的でありそれ自体には識別力がないという理由で異議を認めた。

その一方で、被上告人は、自己の登録に基づいて、上告人が「Navaratna」及び「Navaratna Pharmaceutical Laboratories」という語を使用した事に基づき侵害訴訟を提起した。アンジケイマル(Anjikaimal)地裁は、「Navaratna」はアユールベーダ[2]用語の一般的な用語であり、被上告人はそれに対し独占権を主張できないと判示した。したがって、「Navaratna」を根拠とした侵害の訴えは棄却された。しかし、地裁は、「Navaratna Pharmaceutical Laboratories」は事実上識別力を獲得しており、商標法に基づき登録可能であると判示した。その結果、「Navaratna Pharmaceutical Laboratories」を根拠とした侵害の訴えは認められた。

[1] 1965 SCR (1) 737 (1964 年 10 月 20 日判決)
[2] 【JETRO 註】インドの伝統的医学

Copyright©2014 JETRO All rights reserved. 禁無断転載

上告人は、商標「Navaratna」の訂正/取消(rectification)を求める 1940 年商標法第 46 条に基づく別途の請願書を添えて、この地裁判決に対し控訴した。共通判決(common Judgment)により、ケララ高裁(合議審)は、同地裁の全ての認定を支持した。上告人は、この判決に対し上告した。

b. 最高裁の判決

最高裁は、同高裁の判決を支持した。従って被上告人は、商標「Navaratna Pharmaceutical Laboratories」にのみ限定して差止め命令を認められた。最高裁はまた、標章が「識別力」を獲得したかどうかは事実問題であると判示した。

c. 判例法分析

最高裁は、本標章が「識別性」を獲得したかどうかは事実問題である旨、および、単なる使用の証明は、標章が識別力を獲得したことの法律上の証明(ipso jure proof)とはならない旨、他方、標章の使用期間は、標章が識別力を有するようになる重要な要因となり得る旨、判示した。

最高裁は、1940 年商標法第 6 条に記載されている「本質的な識別力がある(adapted to distinguish)」及び「獲得による識別力(acquired distinctiveness)」という 2 つの表現の解釈と、その但し書きとをそれぞれ区別するよう、慎重に検討した。最高裁は、商標登録しようとしている商品について、その標章に本質的な識別力がない場合、登録機関は、当該商標登録出願を拒絶するのではなく、当該商標が獲得による識別力を有していることを立証する証拠を受け入れる事ができるという見解を述べた。

さらに最高裁は、標章が特定の者の商品として識別できるような名声(reputation)を獲得する事により、この標章は識別力を有する事ができると判示した。標章が名声を獲得した事を証明するため、当該者は、そのことについて、議論の余地のない証拠を提示しなければならない。最高裁は、標章が名声もしくは識別力を獲得したか否かは事実事項であり法律事項ではないと判示した。

獲得による識別力を立証するための標章の使用期間に関して、最高裁は、標章が特定の日以前に使用されていた可能性はあったとしても、事実上認められる程度にまで識別力が獲得されない限り、本法に基づく登録とはできないであろうと判示した。

よって、最高裁は、「Navaratna Pharmaceutical Laboratories」は本質的な識別力はなかったが、使用により、被上告人を指し、被上告人のみが当該標章を付した製品の製造業者であることを示すという意味での識別力を獲得したと判示した。このように、商標「Navaratna Pharmaceutical Laboratories」は、本法に基づき登録を是認され、差止め命令は、最高裁により支持された。

III.結論

著者の見解では、本件は 1940 年商標法第 6 条に基づく商標登録の要件に基づいているが、1999 年商標法第 9 条に類似の条項があることから、今日も等しく有効である。

Copyright©2014 JETRO All rights reserved. 禁無断転載

最高裁は、標章が「識別力」を有するか否かは事実問題であり、当事者は、この点に関する必要な証拠を提示しなければならないと判示した。本件で、最高裁は、本件のように長期間使用する事により、標章が市場においてもっぱら被上告人の商品に関連付けられるに至ったと判示した。

著　者：Ayush Sharma
肩　書：プリンシパル・アソシエイト/弁護士
所　属：Lakshmikumaran & Sridharan Attorneys
執筆日：2014 年 1 月 25 日
初回掲載：第 3 版

Copyright©2014 JETRO All rights reserved. 禁無断転載

(参考)
1999 年商標法(2013 年最終改正)

Section 9 Absolute grounds for refusal of registration.	**第 9 条 登録拒絶の絶対的理由**
(1) The trade marks – (a) Which are devoid of any distinctive character, that is to say, not capable of distinguishing the goods or services of one person from those of another person; (b)-(c) 省略 shall not registered: Provided that a trade mark shall not be refused registration if before the date of application for registration it has acquired a distinctive character as a result of the use made of it or is a well-known trade mark. (2)-(3) 省略	(1)次に掲げる商標は、登録することができない。 (a) 識別力を欠く商標、すなわち、ある者の商品又はサービスを、他人の商品又はサービスから識別できないもの; (b)-(c) 省略 ただし、商標は、登録出願日前にそれの使用の結果として識別力を獲得しているか、周知商標であるときは、登録を拒絶されない。 (2)-(3) 省略

Copyright©2014 JETRO All rights reserved. 禁無断転載

善意の競合使用の成立要件(商標法第 12 条)‖Ref.2-3

概要

1999 年商標法(以下、「本法」という)に基づき、同一又は類似の商品又は役務に関する 2 名以上の商標所有者による同一又は類似の標章の登録は、次の 2 ついずれかの理由に該当する場合、登録官により認められうる。

a) 善意の競合使用(honest concurrent use)、又は

b) その他の状況

本法成文規定はこれら 2 つの理由に関する指針を示していないが、司法機関は、善意の競合使用の立証及びその他の特殊事情を満足するための指針を与えた。

I.成文法規定

本法第 12 条に基づき、同一又は類似の商品又は役務に関連する同一又は類似の商標についての 2 名以上の商標所有者による登録は、善意の競合使用又はその他の特殊事情がある場合、登録官が適当と認める条件及び制限があればそれを付した上で、許可することができる。

II.判例法分析

London Rubber Co. Ltd. Vs. Durex Products[1] [最高裁]

a. 事実概要:

本件では、被上告人である Durex Products 社は、女性用避妊具に用いる標章「Durex」の登録を目的として 1946 年 5 月 28 日に商標登録出願を行った。被上告人は、その会社社長により宣言された宣誓供述書の形での証拠書類を用いる事で、自身が女性用避妊具に関連し標章「Durex」の善意の競合使用者であり、同製品について 1928 年以降インドへ輸出を行い、1930 年以降、大規模に輸出していると主張した。被上告人の主張に対し、上告人である London Rubber Co., Ltd. 社は、1951 年 3 月 29 日に異議申立を行った。

上告人は、自身が外科用ゴム製品の老舗製造業者であり、1932 年以降男性用避妊具に用いる商標「Durex」のインドにおける所有者であると主張した。上告人はさらに、1946 年 12 月 23 日に、「Durex」という語でインドで商標登録出願を行い、1951 年 7 月 11 日に商標登録されたと述べた。

商標副登録官は、1954 年 12 月 31 日付の命令において、異議申立を棄却し、被上告人の請求通り「Durex」の登録を許可した。

この登録を不服とし、上告人は、コルカタ高裁に出訴したが同裁判所(合議審)によって棄却された。上告人はこれを不服とし、最高裁に上告した。なお、本件は、1999 年商標法第 12 条と同様である 1940 年商標法第 10 条(2)に基づいて判決が下されている点に留意されたい。

[1] (1964) 2 SCR 211 (1963 年 3 月 4 日判決)

Copyright©2014 JETRO All rights reserved. 禁無断転載

b. 最高裁の判決:

最高裁は、宣誓供述書の形式で提示された証拠書類に基づき、被上告人は相当期間にわたる当該商標の善意の競合使用を立証できたという高裁及び副登録官の認定を支持した。最高裁はさらに、相当量の避妊具がインドに輸出されていたという被上告人の主張を認めた。こうして、最高裁は、被上告人は標章「Durex」の善意の競合使用を立証した事から本標章を登録する権利があると判示した。

c. 分析及び導かれる原則:

最高裁は、同一及び類似の商品に関連する同一及び類似の商標登録を 2 名以上の商標所有者に許可する根拠の 1 つ、すなわち「善意の競合使用」を分析した。最高裁は、善意の競合使用の要件として、標章の使用が大量(substantial)かつ大規模(on a large scale)であるべきである事を強調する法定条項はないとする副登録官の認定に同意した。さらに、1930 年以降インドに相当量の避妊具が輸入されたという本件事実があったにもかかわらず、善意の競合使用を立証するための使用数量に関して、明確な(hard and fast)規則は導き出せないと述べた。そして、当該標章が商業的に使用されていたことが証明できれば十分であろうとした。このように、最高裁は、商標の使用者が小規模な事業者か大規模な国際的事業者かといった事実に関係なく、1940 年商標法第 10 条(2)に基づく要件は、当該標章が商業目的で相当期間にわたり使用されている限り満たされると判示した。

III.結論

著者の見解では、最高裁の上記の判決は、善意の競合使用を証明するためには、標章の商業的使用を示す必要があり且つそのような使用が相当期間にわたらなければならない事を疑いの余地なく確立したと考える。本件は現在廃止されている 1940 年商標法に基づき判決が下されたが、本条項の本質的部分は現行の 1999 年商標法と同じである。本条項は、相当期間にわたる当該標章の商業的使用を立証できた真の商標所有者は、当該標章が既に登録されているという理由のみで本標章の恩恵を得るのを妨げられるべきでない事を明確にしている。

著　者：Vindhya.S.Mani
肩　書：アソシエイト
所　属：Lakshmikumaran & Sridharan Attorneys
執筆日：2014 年 1 月 24 日
初回掲載：第 3 版

Copyright©2014 JETRO All rights reserved. 禁無断転載

(参考)
1999 年商標法(2013 年最終改正)

Section 12 Registration in the case of honest concurrent use, etc. In the case of honest concurrent use or of other special circumstances which in the opinion of the Registrar, make it proper so to do, he may permit the registration by more than one proprietor of the trader marks which are identical or similar (whether any such trade mark is already registered or not) in respect of the same or similar goods or services, subject to such conditions and limitations, if any, as the Registrar may think fit to impose.	**第 12 条 善意の競合使用等の場合の登録** 善意の競合使用の場合又は登録官が相当と認めるその他の状況がある場合は、登録官は、同一又は類似の商品又は役務に係る同一または類似の商標について、(当該いずれかの商標が登録済か否かを問わず)2 人以上の所有者による登録を、登録官が適当と認める条件及び制限があればそれを付した上で、許可することができる。

Copyright©2014 JETRO All rights reserved. 禁無断転載

外国商標の国境を越えた名声 ‖ Ref.2-4

概要

インド以外の外国での商標の所有者(以下、「外国商標所有者」という)は、インドで製品を販売していなくても、インドで未登録の外国商標について詐称通用(Passing-off)の法理によりインドで権利行使することができる。しかし、当該権利を行使できるかは、外国商標所有者が全世界で最初の使用者であること、インドでの広告を通してインドにおいて「国境を越えた名声(trans-boarder reputation)」を有していることを証明できるか否かによる。

I.コモンローの状況

インドのような国家で外国商標所有者が頻繁に遭遇する問題としては、特定分野において外国貿易又は外国取引が制限され、外国商標所有者が商取引をすることができないことである。結果として、外国商標所有者はインドで自己の商標を使用することができない。外国投資の制限が解除され、外国商標所有者がインドでの投資を開始すると、一部の外国商標所有者はインドの企業が彼らの名義で外国商標を登録していたことに気付いた。これにより、外国商標所有者がインドで自身の商標権の権利行使をすることが困難になった。

しかし、N. R. Dongre and Ors.対 Whirlpool Corpn. and Anr の画期的な判決[1]で、最高裁は、外国企業によって世界市場に初めて導入された商標をインドにおける商標権者が使用することを禁止した。この判決の主な根拠は、外国商標所有者が、インドで流通している国際的な雑誌において、商標の広告を行っており、その結果、インドでその名声及び顧客吸引力(goodwill)が確立しているという事実であった。

II.判例法分析

N. R. Dongre and Ors. Vs. Whirlpool Corpn. and Anr.[1] [最高裁]

a. 事実概要

本件では、Whirlpool Corporation 社は、洗濯機に関して数カ国で商標「Whirlpool」を登録していたが、インドでの商標権は更新をせず失効させていた。Whirlpool Corporation 社がその時点で商標権を更新しなかった理由の一つは、外国企業のインドでの営業規制のためであった。

1987 年、Whirlpool Corporation 社が、「Whirlpool」のブランドで洗濯機を販売しようと、インド企業と合弁事業を始めた時、あるインド企業が商標「Whirlpool」の登録を試みており、実際に彼らの洗濯機を「Whirlpool」のブランドで販売していたことに気付いた。当該インド企業による商標「Whirlpool」の登録出願に対する異議申立に敗れ、Whirlpool Corporation 社はその最も貴重な商標をインドで失う危機に直面した。異議申立の棄却を不服として出訴するとともに、その訴訟係属中に、当該インド企業を市場から排除するための最後の努力として、Whirlpool Corporation 社は、商標権侵害とは別個の救済手段である「詐称通用」に基づき当該インド企業に

[1] 1996 PTC(16) 583 (SC)(1996 年 8 月 30 日判決)

Copyright©2014 JETRO All rights reserved. 禁無断転載

対して訴訟を起こした。

b. 最高裁の判決

最高裁は、その画期的な判決において、Whirlpool Corporation 社に仮差止を認めるという下級裁判所の判決を支持した。仮に、当該インド企業がその品質に劣る洗濯機を販売するのに商標「Whirlpool」を使用することが許容された場合、Whirlpool Corporation 社が回復不可能な損害(irreparable injury)を被るという理由により、本仮差止は付与された。最も重要なことは、最高裁が、Whirlpool Corporation 社がインド国内で数年間にわたり商業拠点を有していなかったにもかかわらず、国際的な雑誌での広告を通してインドで商標「Whirlpool」の名声を得ていたと判示した事である。

c. 分析及び導かれる原則

この判決は、外国商標所有者が、インドの対象消費者層内で流通する国際的な雑誌での広告を通してインドで名声を得ることができることをインドの裁判所が初めて判示したものであり、インド商標法における画期的な出来事であると考えられる。この判決以前は、インド市場で商業的に使用された時にのみ、商標はインドでの名声を得ることができると推測されていた。本判決については、上記インド企業によって販売された商品について、消費者がその出所を間違う可能性があるとして、登録商標権者(上記インド企業)が登録商標を使用することを禁止した点で、一層注目すべきである。なお、その後、この登録商標は登録簿から削除されている。この最高裁の判決では、商標法における公衆の利益に言及しており、両当事者のみならず、一般大衆の利益についても注目している。

III.結論

N. R. Dongre and Ors. Vs. Whirlpool Corpn. and Anr.における最高裁の判決において、インド商標法下で国境を越えた名声を承認したことは、外国投資規制を様々な分野で徐々に解除した際にインドに参入し始めたいくつかの外国商標所有者にとって、希望の光となった。この判決は、外国商標が、この機に乗じた企業の手に落ちることを何度も救った。ただし、この判決の恩恵を受けるためには、外国商標所有者は、十分な広告をインドで行う必要がある。

著　者：Prashant Reddy T.
肩　書：プリンシパル・アソシエイト/弁護士
所　属：Lakshmikumaran & Sridharan
執筆日：2014 年 1 月 15 日
初回掲載：第 3 版

Copyright©2014 JETRO All rights reserved. 禁無断転載

記述的商標の権利行使の要件 ‖ Ref.2-5

概要

記述的商標はパブリック・ドメインから選んだ適切な用語に過ぎないため、通常は最も弱い商標であり、インドの裁判所は、そのような商標が商標局に登録されているような特殊な事案においても、その権利の行使には消極的であった。しかし、この法則には例外がある。二次的意味及び際立った名声(distinctive reputaion)を得るに至った記述的商標は、インドの裁判所によってしばしば権利行使が認められる。

I.コモンローの状況

歴史的に見て、インドのようなコモンローを採用する国では、商標法は、裁判官により個々の事件に基づき発展されてきた詐称通用(passing off)の不法行為によってのみ規制されてきた。詐称通用を立証するため、自己の商標又はトレードドレスが名声を有しており、被告が商標又はトレードドレスを模倣しており、このような模倣が原告に損害を与えている、ということを原告が証明しなければならなかった。

その後、インドは商標法を成文化した。新しい商標法は、商標が登録される際の最小限の基準を規定した。主な要件の 1 つは、商標は独特(unique)であって、記述的であってはならないということであり、1999 年商標法第 9 条(1)(b)は、「取引上、種類、品質、数量、意図する目的、価値、原産地等を指定」する役割を果たす商標の登録を禁止している。

ただし、インドでは、記述的商標が二次的意味を有するに至り、それによって消費者が、当該商標を、それを使用して販売されている商品と結びつけて考えるのであれば、記述的商標であっても権利行使し得る旨、最高裁が判示した事例がある。

II. 判例法分析

記述的商標の権利行使可能性について以下 2 つの判例を考察する。

1. Godfrey Philips India Ltd. Vs. Girnar Food and Beverages Pvt. Ltd.[1] [最高裁]

a. 事実概要

本件では、上告人は商標「Super Cup」[2]により茶葉を販売しており、同商標が顧客吸引力(goodwill)及び名声(reputation)を生じさせるよう、同商標の宣伝に膨大な費用を費やした。被上告人も、ほとんど同様の製品について、商標「Super Cup」を使用し始め、詐称通用で上告人に訴訟を提起された。下級裁判所は、「Super Cup」は記述的かつ賛美的(laudatory)であるという理由で差止めによる救済請求を棄却した。上告人は最高裁に上告した。

b. 最高裁の判決

最高裁は、「特定の製品との関連として又は特定の出所由来であるとして、記述的商標が特定される二次的意味を有するとみなされるならば、記述的商標は保護に値しうる」という理由で下級裁判所の判断を覆した。さらに、最高裁は、自身の示した法理に基づいて再審理するよう、事件を下級裁判所に差し戻した。

c. 分析及び導かれる原則

最高裁の判決は、商標が賛美的又は記述的であった場合に、いかにして商標が保護され得るかに

[1] (2004) 5 SCC 257 (2004 年 4 月 20 日判決)

[2] 【JETRO 註】出願時点では未登録

Copyright©2014 JETRO All rights reserved. 禁無断転載

ついて解釈した。このような場合に商標の名声を立証するための鍵は、商標がその対象消費者の間で、二次的意味を有したとみなせることをいかに証明するかである。優れた宣伝及びマーケティング戦略は、消費者の間でこのような名声を生み出すのに有用である。

2. Heinz Italia & Anr. Vs. Dabur India Ltd.[1] [最高裁]

a. 事実概要

本件で争点になっている商標は、1958 年商標商品標章法により登録された「Glucon-D」である。被上告人は、商標 Glucose-D で販売する製品を上市した。登録商標 Glucon-D を所有する上告人は、被上告人の商標は自身の商標に欺瞞的に類似(deceptively similar)していると主張した。しかし、被上告人は、上告人の商標は記述的であり、それ故、保護又は権利行使に値しないと主張した。下級裁判所は、上告人の商標が実際に記述的であるという被上告人の主張を容認し、上告人の仮差止請求を棄却した。その後、上告人は最高裁に上告した。

b. 最高裁の判決

この判決で、最高裁は、下級裁判所の判決を破棄した。最高裁は、訴訟においていくつかの論点を検討したが、その主な論点の 1 つは、本件商標が記述的であるかどうかであった。上述の Godfrey Philips 事件の判決に言及しつつ、最高裁は、商標が記述的であるかどうかについての論点は、事実問題及び法律問題とが混在しており、審理の対象であるとした。ここで、最高裁は、用語「Glucon-D」及びその包装は、Glaxo 社により 1940 年以降使用されていたのに対し、用語「Glucose-D」は 1989 年に初めて使用されたものであるという点を繰り返した。一見記述的に見える標章の絶え間ない(uninterrupted)使用は、最高裁の最終判断に大きな影響力を及ぼしたと考えられる。

c. 分析及び導かれる原則

本件商標が、販売している製品のまさに記述であるので、この具体的事例は特に興味深い。商標「Glucon-D」は、「Glucose(グルコース：ブドウ糖)」製品を販売するために使用されていた。被上告人は、この商標が、パブリック・ドメインである一般名称(generic word)に基づいているという強い論拠を有していた。しかし、被上告人が上告人のトレードドレスに類似するトレードドレスも使用していたという事実は、その事実が最高裁の見解において不誠実であると推定され、被告にとって不利に作用したように考えられる。

III.結論

上記両事件の説明で示した通り、インド最高裁は記述的商標の権利行使について一貫性のあるテストを確立してはいない。著者の私見では、Heinz Italia 事件では、特定のテストは判示されていないものの、類似の事実を有する事件においては説得力のある価値を有するであろう。Godfrey Philips 事件で示された「二次的意味」テストは、明快に示され明確に定義されており、インドの下級裁判所は、こちらに従いがちである。いずれにしても、両当事者から導かれる事件の事実及び証拠が極めて重要である。

著　者：Prashant Reddy T.
肩　書：プリンシパル・アソシエイト/弁護士
所　属：Lakshmikumaran & Sridharan Attorney
執筆日：2014 年 1 月 15 日
初回掲載：第 3 版

[1] (2007) 6 SCC 1 (2007 年 5 月 18 日判決)

Copyright©2014 JETRO All rights reserved. 禁無断転載

(参考)
1999 年商標法(2013 年最終改正)

Section 9 Absolute grounds for refusal of registration.	**第 9 条 登録拒絶の絶対的理由**
(1) The trade marks – (a) 省略 (b) which consist exclusively of marks or indications which may serve in trade to designate the kind, quality, quantity, intended purpose, values, geographical origin or the time of production of the goods or rendering of the service or other characteristics of the goods or service; (c) 省略 shall not registered: Provided that a trade mark shall not be refused registration if before the date of application for registration it has acquired a distinctive character as a result of the use made of it or is a well-known trade mark.	(1)次に掲げる商標は、登録することができない。 (a) 省略 (b) 取引上、商品の種類、品質、数量、意図する目的、価値、原産地、若しくは当該製品生産の時期若しくはサービス提供の時期、又は当該商品若しくはサービスのその他の特性を指定する役割を果たす標章又は表示から専ら構成されている商標 (c) 省略 ただし、商標は、登録出願日前にそれの使用の結果として識別力を獲得しているか、周知商標であるときは、登録を拒絶されない。
(2)-(3) 省略	(2)-(3) 省略

Copyright©2014 JETRO All rights reserved. 禁無断転載

希釈化の要件(商標法第 29 条(4))‖Ref.2-6

概要

コモンローから発展したインド商標法は、伝統的に、詐称通用(passing off)又は商標侵害のいずれであっても、その成立のためには、混同が生じていることを立証する事が原告に求められている。しかし、1999 年商標法(以下、「本法」という)の施行により、インドの裁判所は、侵害の独自のカテゴリーとして商標の希釈化を認識する事を法律上要求されている。ここで、周知な登録商標(well known registered trademark)については、混同の証明という前提要件が満たされていない場合であっても権利行使され得る。

I.成文法規定

商標の希釈化についての法関連条項は、本法第 29 条(4)である。本条項では 3 つの主要な要件があり、商標の希釈化を立証するには、以下のすべての要件を満たす事が要求される。

(a) 侵害疑義標章が「登録商標と同一又は類似している」、
(b) 侵害疑義標章が、「登録商標の指定商品又は役務に類似しない商品又は役務に関連して使用されている」、及び、
(c) 「登録商標がインドにおいて名声を有しており、かつ、正当な理由のない標章の使用が当該登録商標の識別力若しくは名声を不当に利用し又はそれを害する」

II.判例法分析

1. Bloomberg Finance LP Vs. Prafull Saklecha & Ors.[1] [デリー高裁]

a. 事実概要:

本件において、原告は、後にニューヨーク市長にもなった Michael R. Bloomberg 氏により 1982 年に設立された経済ニュース会社 Bloomberg Finance LP 社である。原告は、複数の区分で「Bloomberg」を商標登録していた。被告は Bloomberg Realty (India) Private Limited 社であり、インドの不動産会社であった。原告の業務範囲外であって、原告が登録していなかった第 43 類で、被告は「Bloomberg」の登録に成功していた。原告は、被告に対し商標権侵害及び詐称通用に基づき訴訟を提起した。

b. デリー高裁の判決:

両者の聴聞後、デリー高裁は、他の理由とともに、標章「Bloomberg」の被告による使用を、第 29 条(4)違反であるとして、原告に仮差止命令を認めた。このように、デリー高裁は、被告に対し、原告の登録商標を希釈化する形でのその商標の使用を差し止めた。

c. 分析及び導かれる原理:

本判決における議論の主要なポイントは、商標の希釈化の主張を成立させるため、対象となる商標間で混同が生じる可能性を立証する事が原告に求められるかどうかであった。この課題は、希釈

[1] 2013 (56) PTC 243 (Del)(2013 年 10 月 11 日判決)

Copyright©2014 JETRO All rights reserved. 禁無断転載

化が主張されている他のケースでも争点の主題となっていた。本論点について、デリー高裁は、同高裁の先例である *ITC Limited* Vs. *Philip Morris Products Sa.*[1]の事件での、本法 29 条(4)に基づき希釈化を証明するにあたり、混同が生じていることは立証する必要がない旨の付言(dicta)を是認した。

2. Daimler Benz Aktiengesellschaft and another Vs. Hybo Hindustan[2] [デリー高裁]

a. 事実概要:

本件の原告は、自動車製造業者であり、名称及びロゴの両方で構成される著名な(famous)商標「Mercedes Benz」の所有者であった。被告は、「下着」の販売にあたり、商標「Benz」及びロゴを使用していた。被告は、「3 点で輪に接触している輪の中の人間(Three Pointed Human Being in a Ring)」として「Benz」のロゴを特徴づけ、さらにその名称は一般名称であると主張した。

b. デリー高裁の判決:

短い判決文で、デリー高裁は、原告の極めて周知な商標を被告が下着販売のために使用したことを強く批判し、このような使用は、高級車に関連付けられた原告の商標を希釈化したと結論付けた。同高裁は、被告に対し、原告の商標使用を禁止する仮差止命令を発令し、さらに、在庫の破棄を命じた。

c. 分析及び導かれる原則:

このデリー高裁の注目すべき判決は、インドの成文法が 1994 年以前は商標法において「希釈化」を考慮しておらず、コモンローに基づき言い渡されたものである点で、非常に例外的である。デリー高裁による本判決は、理論的には 1999 年商標法に基づき登録及び保護されていない商標にも拡大適用される可能性がある。そのような争いにおいて成功する鍵は、問題の商標が周知商標であることを立証することであろう。

III.結論

商標の希釈化は、登録による権利範囲とならない商品に関しても商標権の行使を可能とし、また商標の混同が生じていることの立証を商標所有者に要求しない事から、商標所有者をより強力に保護する。しかしながら、希釈化を主張するためには、その商標が周知商標でなければならない事に留意しなければならない。

著　者：Prashant Reddy T.
肩　書：プリンシパル・アソシエイト/弁護士
所　属：Lakshmikumaran & Sridharan Attorneys
執筆日：2014 年 4 月 3 日
初回掲載：第 3 版

[1] 2010 (42) PTC 572 (Del) (2010 年 1 月 7 日判決)
[2] AIR 1994 Delhi 239 (1993 年 11 月 10 日判決)

Copyright©2014 JETRO All rights reserved. 禁無断転載

(参考)
1999 年商標法(2013 年最終改正)

Section 29 Infringement of registered trade marks.	**第 29 条 登録商標の侵害**
(1)-(3) 省略	(1)-(3) 省略
(4) A registered trade mark is infrigend by a person who, not being a registered proprietor or a person using by way of permited use, uses in the course of trade, a mark which –	(4) 登録商標は、登録所有者でない者又は使用許諾による使用者でない者が業として、以下の標章を使用することにより、侵害される。
(a) is identical with or similar to the registered trade mark; and	(a) 登録商標と同一又は類似の標章；及び
(b) is used in relation to goods and services which are not similar to those for which the trade mark is registered; and	(b) 登録商標の指定商品又は役務と類似しない商品又は役務に関して使用される標章；及び
(c) the registered trade mark has a reputation in India and the use of the mark without due cause takes unfair advantage of or is detrimental to, the distinctive character or repute of the registered trade mark.	(c) 登録商標がインドにおいて名声を有し、かつ、正当な理由の無い使用が当該登録商標の識別力又は名声を不当に利用し、又はそれを害する標章
(5)-(9) 省略	(5)-(9) 省略

Copyright©2014 JETRO All rights reserved. 禁無断転載

侵害行為の黙認による権利行使の不能(商標法第 33 条)‖Ref.2-7

概要

インド商標法に基づき、警戒を怠らず、特定の侵害行為を認識したらすぐに商標権を行使することは商標権者の義務である。長期間にわたって、商標権者が侵害行為を阻止するためのいかなる措置も講じない場合には、商標権者は、侵害行為を黙認したと考えられる。

I.成文法規定

商標権侵害の抗弁としての黙認は、1958 年商標商品標章法(既に廃止)において成文化される数十年前からコモンローにより認められていた。その後に制定された 1999 年商標法では、裁判所が本抗弁を行使しうる一定の期限を初めて成文で規定した。第 33 条によれば、先の商標の所有者は、登録商標の使用について、その使用を知りながら、連続して 5 年間黙認した場合は、後の商標を登録簿から削除することを求めること、又は、後の商標が使用されていた商品若しくは役務に関し、その使用に不服を唱えることができない。後の商標の登録が善意でない場合、このような抗弁は採用されない。

詐称通用のようなコモンロー上の不法行為は、成文法上の商標権と共に存在するため、このような抗弁は未登録の商標所有者によっても享受され得る。

II.判例法分析

1. Khoday Distilleries Limited Vs. The Scotch Whisky Association & Ors.[1] [最高裁]

a. 事実概要

本件では、被告企業は 1968 年から商標「Peter Scot」を使用しており、1958 年商標法に基づき商標登録も受けている。本件において、スコッチ・ウィスキーの製造業者である原告企業は、1974 年から被告の商標について知っていたが、1986 年まで、商標「Peter Scot」の侵害に対して、訴えを提起し、又は登録簿から削除するなどの何らの手段もとらなかった。下級裁判所が原告に有利な判決を下した後、最高裁は、上告に基づき、その判決を破棄した。

b. 最高裁の判決

最高裁は、その最終判決において、他の理由とともに、原告は、「Peter Scot」の被告による使用を認識していたにもかかわらず、被告による問題の商標の使用を黙認し、12 年間もの間不服を唱えなかったという理由で、被告に有利な判決を下した。この結論にあたり、最高裁は、商標権侵害について被告を訴える前に、原告が傍観し、被告にビジネスを成功させることは許されないと判示した。商標を登録簿から削除するために迅速に動かなければならない義務は原告にあるとした。結果として、最高裁は、商標「Peter Scot」を登録簿に維持することを認めた。

c. 分析及び導かれる原則

商標権侵害に対する抗弁としての黙認に関する最高裁の判決は、その先例と一致している。判決は、商標の侵害に対する迅速な法的措置を開始する必要性を強調している。たとえ、迅速に訴訟を提起することができないとしても、商標権者は侵害者に警告することにより、自己の権利を主張す

[1] (2008) 10 SCC 723 (2008 年 5 月 27 日判決)

Copyright©2014 JETRO All rights reserved. 禁無断転載

べきである。このような法的措置の開始が遅延することにより、商標の使用について登録権者から不服が唱えられていない侵害者に対して、商標権の行使の機会を永久に失う結果がもたらされる可能性がある。なお、登録された権利者は、その登録商標の侵害を試みる他の全ての者に対しては自己の権利を行使することができる。

2. United Biotech Pvt. Ltd. Vs. Orchid Chemicals and Pharmaceuticals Ltd. and Ors.[1] [デリー高裁]

a. 事実概要

本件では、知的財産審判委員会(以下、「IPAB」という)は、先の商標権者による申請により、商標を取消した。後の商標権者が行った抗弁の一つは、商標法第 33 条に基づく黙認であり、なんら干渉がないまま 6 年間続けて商標を使用していたとした。IPAB は、この抗弁を参酌せず、その結果、デリー高裁に訴訟が提起された。

b. 裁判所の判決

この判決では、デリー高裁は、原告による 6 年間の商標の使用が被告に知られていなかったという理由で、第 33 条に基づく黙認による抗弁を棄却した。黙認による抗弁が成り立たない主な理由は、原告がその商標を 6 年間使用していたことを被告が知っていたとする証拠を、原告が示すことができなかったからであった。被告は、原告の商標の使用に気付いてすぐに原告の商標に対して行動したことを、裁判所に納得させることができた。

c. 分析及び導かれる原則

本件は、第 33 条における 5 年間は、商標権を侵害している商標の存在を、当該商標の有効性を疑問視する者に知られた時点から、起算されることを示した。商標についての「認識」に関する問題は、商標を使用していることが知られているか、それが 5 年間以内でないか、という点についての証拠に依存する。商標を使用していることを知らなかったという説得力のある証拠を提出することができれば、被告側は必然的に敗訴するであろう。

III.結論

上記で議論した両事件で示されたように、黙認は、その商標の登録の有無に関わらず、商標権侵害に対する抗弁となり得る。商標が登録されている場合、1999 年商標法第 33 条に基づき、黙認が正当な抗弁の理由となるには、5 年を要する。しかし、5 年の期間は、商標の所有者を訴える者が、当該商標が使用されているのを知った日から起算する。非登録商標については、黙認による抗弁がいつから有効になるかの具体的な期限はない。各ケースは、それぞれの固有の事実に依存するであろう。

著　者：Prashant Reddy T.
肩　書：プリンシパル・アソシエイト/弁護士
所　属：Lakshmikumaran & Sridharan Attorneys
執筆日：2014 年 1 月 20 日
初回掲載：第 3 版

[1] MIPR 2011 (3) 54 (2011 年 7 月 4 日判決)

Copyright©2014 JETRO All rights reserved. 禁無断転載

(参考)
1999 年商標法(2013 年最終改正)

Section 33 Effect of acquiescence. (1) Where the proprietor of an earlier trade mark has acquiesced for a continuous period of five years in the use of a registered trade mark, being aware of that use, he shall no longer entitled on the basis of that earlier trade mark – (a) to apply for a declaration that the registration of the later trade mark is invalid, or (b) to oppose the use of the later trade mark in relation to the goods or services in relation to which it has been so used, unless the registration of the later trade mark was not applied in good faith. (2) where sub-section (1) applies, the proprietor of the later trade mark is not entitled to oppose the use of the ealier trade mark, or as the case may be, the exploitation of the earlier right, notwithstanding that the earlier trade mark may no longer be invoked against his later trade mark.	**第 33 条 黙認の効果** (1) 先の商標の所有者が登録商標の使用について、その使用を知りながら、連続して 5 年間黙認した場合は、その者は、当該先の商標に基づいて次の行為をなす権利をもはや有さない。 (a) 後の商標の登録が無効である旨の宣言を申請すること、又は (b) 後の商標が使用されていた商品又は役務に関し、その使用に不服を唱えること ただし、当該後の商標の登録が善意で出願されたものでない場合は、この限りではない。 (2) (1)が適用される場合、先の商標は後の商標に対して権利行使できない一方で、後の商標の所有者は、先の商標の使用又は場合に応じて先の権利の利用に対して不服を唱える権利を有さない。

Copyright©2014 JETRO All rights reserved. 禁無断転載

侵害事件における仮差止命令の認容基準(商標法第 135 条)‖Ref.2-8

概要

仮差止命令は、商標権侵害事件では極めて重要な救済措置である。この救済措置はコモンロー上では特別な救済措置とされているが、インドでは、商標権侵害において、とりわけ、事実についての異論がほとんどない場合に、日常的に許可されている。インドの裁判所における商標権侵害事件の大部分は、仮差止命令の段階で、被疑侵害者に和解を提案する事で終結させている。

I.成文法規定

1999 年商標法第 135 条は、商標権侵害事件または詐称通用において利用可能な救済措置を規定している。本条項に含まれる救済措置の一つは、差止命令の許可である。本条項は、民事裁判所に仮差止命令又は永久的差止命令による予防的救済を付与する権限を与える 1963 年特定救済法(Specific Relief Act, 1963)第 36 条及び第 37 条と共に解釈されるべきである。この点に関連する手続法は、1908 年民事訴訟法(Code of Civil Procedure, 1908)命令 39 規則 1 及び 2 である。しかし、これらの条項のいずれも、仮差止命令を許可する基準について規定していない。

これらの基準はコモンローにより発展してきており、3 つの主要な要件は、一応有利な事件であること(frima facie case)、比較衡量(balance of convenience)、及び回復不能な損害(irreparable injury)である。後者の 2 項目は常に不変であったが、「一応有利な事件であること」という点については、インド最高裁の判決が商標訴訟において従うべき基準を明確にするまでの間、訴訟の論点となってきた。本事件について以下で議論する。

II.判例法分析

S.M. Dyechem Ltd. Vs. Cadbury (India) Ltd.[1] [最高裁]

a. 事実概要:

本事件の原告(上告人)は、第 30 類で保護される「PIKNIK」という登録商標に基づき「ポテトチップス」を販売していた。被告(被上告人)は、「PICNIC」という商標に基づきチョコレートを販売しており、原告(上告人)から商標権侵害訴訟を提起された。アーメダバード市民事裁判所は、原告(上告人)に仮差止命令を許可した。グジャラート高裁への上訴により、この仮差止命令は無効となった。これを受け、原告(上告人)は、インド最高裁に上告した。

b. インド最高裁の判決:

最高裁は、同高裁の判決に介入するのを拒否し、その結果、仮差止命令は許可されなかった。最高裁は、仮差止命令を許可するにあたっては、「商標権侵害においては、「比較衡量」とは別に、両当事者の事件の「相対的強さ(comparable strength)」の問題について検討する事が必要であると判示した。事件の「相対的強さ」テストでは、裁判所には、手元にある証拠を評価し本案後にどちらの当事者が勝訴するかを判断することが求められるであろう。このようなテストは、商標事件においては、両者の商標を単純比較する事で可能となっている。

c. 分析及び導かれる原則:

[1] (2000) 5 SCC 573 (2000 年 5 月 9 日判決)

Copyright©2014 JETRO All rights reserved. 禁無断転載

本事件で最高裁の下した判決は、商標権侵害事件における仮差止命令の許可のための原則を明確にしたものであり、重要である。元来、インドの裁判所は、仮差止命令を許可する際には、コモンローで導かれた以下の３つのテストに従っていた。

(i) 両当事者の事件に対する「相対的強さ」を検討する事を裁判所に要求した一応有利な事件の存在、
(ii) 比較衡量、つまり、仮差止命令の許可によりどちらがより不利になるか、及び
(iii) 回復不能な損害

しかしながら、1975 年の *American Cyanamid Co. Vs. Ethicon Ltd.*[1]の事件におけるイギリス貴族院での判決後、*American Cyanamid* 事件で導かれた「公判に付すべき基準(triable standard)」に従い始めた複数の判決がインド最高裁でなされた。公判に付すべき基準は、インドの裁判所が元々従っていた「一応有利な事件」の基準を満たすよりも容易であると考えられた。

「公判に付すべき基準」の主要な狙いは、仮処分段階が本案の小規模版となる可能性を回避する事であるため、裁判所は、公判に付すべき深刻な問題が存在するのかどうかのみを評価する事になる。「公判に付すべき問題」の基準は、本案及び反対尋問前の仮処分段階において複雑な証拠を評価する必要性を回避できることから、特許事件においては望ましい。「一応有利な事件」の基準では、両者により提供された証拠を判断し、事件の本案の結論を評価する事が裁判所に求められるであろう。したがって、「一応有利な事件」の基準は、裁判所に対し、本案においては活用可能な反対尋問手続といった保護措置もなしで、小規模本案審理を実施するよう裁判所に求める事になるだろう。

S.M. Dyechem 事件では、インド最高裁は、商標権侵害事件において、裁判所は公判に付すべき基準よりも「一応有利な事件」の基準にのみ従い、原告及び被告の事件に対する相対的強さを検討しなければならない点を明確にした。一般的な見解として、特許事件とは異なり、証拠の評価が比較的容易であるため商標権侵害事件のほとんどのケースで「一応有利な事件」の評価を実施する事は可能である。残りの要素、すなわち比較衡量及び回復不能な損害についても、裁判所は評価しなければならない。

III.結論

S.M. Dyechem 事件における最高裁の判断は、仮差止命令を許可する場合に第一審裁判所が従うべき基準に関する法を明確化した点で非常に重要である。しかし、第一審裁判所は仮差止命令の許可において多大な自由裁量権を有する点に留意されたい。裁判所は他の２要素(比較衡量及び回復不能な損害)も考慮しなければならないことから、「一応有利な事件」の基準を十分に満たすことが仮差止命令の許可を保証するものではない。両当事者間の比較衡量は、裁判所が仮差止命令を許可するかどうかの判断にしばしば影響を及ぼす可能性がある。被疑侵害者が商標権者よりも不利になる場合、裁判所は仮差止命令を許可することなく、代わりに事件を即決裁判(expedited trial)へと移送する事ができる。

著　者：Prashant Reddy T.
肩　書：プリンシパル・アソシエイト/弁護士
所　属：Lakshmikumaran & Sridharan Attorneys
執筆日：2014 年 4 月 1 日
初回掲載：第 3 版

[1] [1975] AC 396 (1975 年 2 月 5 日判決)

Copyright©2014 JETRO All rights reserved. 禁無断転載

(参考)
1999 年商標法(2013 年最終改正)

Section 135 Relief in suits for infringement or for passing off.	**第 135 条 侵害又は詐称通用に関する訴訟における救済**
(1) The relief which a court may grant in any suit for infringement or for pasing of referred to in sectin 134 includes injunction (subject to such terms, if any, as the court thinks fit) and at the option of the plaintiff, either damages or an account of profits, together with or without any order for the delivery-up of the infringing labels and marks for destruction or erasure.	(1) 第 134 条に掲げた侵害又は詐称通用に対する訴訟において、裁判所が与える救済は、差止命令(裁判所が適当と認める条件があればそれに従う。)及び、原告の選択による損害賠償並びに不当利得の返還のいずれかであり、破壊又は抹消のための侵害ラベル並びに標章の引渡を求める命令を伴い、又は伴わない。
(2) The order of injunction under sub-section (1) may include an *ex parte* injunction or any interlocutory order for any of the following matter, namely:-	(2) (1)による差止命令には、次の各号のいずれかについて、一方的差止命令又は中間命令を含むことができる。
(a) for discovery of documents;	(a) 書類の開示
(b) preserving of infringing goods, documents or other evidence which are related to the subject-matter of the suit;	(b) 侵害物品、書類、又は訴訟対象に関係するその他の証拠の保全
(c) restraining the defendant from disposing of or dealing with his assets of in a manner which may adversely affect plaintiff's ability to recover damages, costs or other pecuniary remedies which may be finally awarded to the plaintiff.	(c) 最終的に原告に対して裁定される損害、費用、又はその他の金銭的救済を回収する原告の能力に悪影響を及ぼす方法で被告がその財産を処分し又は取り扱う事の制限
(3) 省略	(3) 省略

1963 年特別救済法

Section 36 Preventive relief how granted	**第 36 条 予防的救済の許諾**
Preventive relief is granted at the discretion of the court by injunction, temporary or perpetual.	予防的救済は、暫定的又は永久的差止により、裁判所の自由裁量にて許諾される。
Section 37 Temporary and perpetual injunctions	**第 37 条 暫定的及び永久的差止**
(1) Temporary in injunctions are such as are to continue until a specific time, or until the further order of the court, and they may be granted at any stage of a suit, and are regulated by the Code of Civel Procedure, 1908.	(1) 暫定的差止は特定の期間又は裁判所から更なる命令が下されるまで継続し、訴訟のいかなる段階でも認められうり、1908 年民事訴訟法により規制される。
(2) A perpetual injunction can only be granted by the decree made at the hearing and upon the merits of the suit; the defendant is thereby perpetually enjoined from, the assertion of a right, or from the commission of an act, which could be contrary to the rights of the plaintiff.	(2)永久的差止は、聴聞においてなされる判決によって訴訟の本案に対してのみ許諾されうる；したがって、原告の権利に反しうる、権利の主張又は行為の遂行を、被告は永久的に禁止される。

1908 年民事訴訟法(2002 年最終改正)

Order 39 Temporary Injunction and Interlocutory Order	**命令 39　暫定的差止及び暫定的命令**

Copyright©2014 JETRO All rights reserved. 禁無断転載

Rule 1 Cases in which temporary injunction may be granted. Where in any Suit it is proved by affidavit or otherwise— (a) that any property in dispute in a suit is in danger of being wasted, damaged or alienated by any party to the suit, or wrongfully sold in execution of a decree, or (b) that the defendant threatens, or intends, to remove or dispose of his property with a view to defrauding his creditors, (c) that the defendant threatens to dispossess the plaintiff or otherwise cause injury to the plaintiff in relation to any property in dispute in the suit, the court may by Order grant a temporary injunction to restrain such act, or make such other Order for the purpose of staying and preventing the wasting, damaging, alienation, sale, removal or disposition of the property or dispossession of the plaintiff, or otherwise causing injury to the plaintiff in relation to any property in dispute in the suit as the court thinks fit, until the disposal of the suit or until further orders.	規則 1 暫定的差止が許諾される事件 如何なる訴訟においても、宣誓供述書その他をもって以下の事項が証明された場合 (a) 訴訟において論点となっている如何なる財産もいずれかの訴訟当事者により、消耗され、損傷され、譲渡され、判決の執行において、誤って販売される危険性がある、又は、 (b) 被告が、その債権者を欺くために、その財産を移動し、処分する危険又は意図がある、 (c) 被告が､論点となっている如何なる財産についても原告から奪い又は原告に危害を加える危険がある、 裁判所は、その訴訟の終了まで又は更なる命令が出されるまでの間、命令によりそのような行為を抑える暫定的差止を許諾することができ、裁判所が適切と考える場合、その財産を消耗し、損傷し、譲渡し、販売し、移動し、処分する事、又は、論点となっている如何なる財産についても、原告から奪い若しくは原告に危害を加える事を中止及び防止するための他の命令を発することができる。
Rule 2. Injunction to restrain repetition or continuance of breach.- (1) In any suit for restraining the defendant from committing a breach of contract or other injury of any kind, whether compensation is claimed in the suit or not, the plaintiff may, at any time after the commencement of the suit, and either before or after judgment, apply to the court for a temporary injunction to restrain the defendant from committing the breach of contract or injury complained of, or any breach of contract or injury of a like kind arising out of the same contract or relating to the same property or right. (2) The court may by Order grant such injunction, on such terms, as to the duration of the injunction, keeping an account, giving security, or otherwise, as the court thinks fit.	**規則 2 繰り返し又は継続的違反を抑える差止** (1) 契約違反又はその他のあらゆる種類の危害を被告が行う事を抑えるいかなる訴訟においても、当該訴訟において補償を求めているか否かに関わらず、原告は、その訴訟開始の後いかなる時でも、判決の前後に関わらず、不平を唱えた契約違反若しくは危害、又は、同じ契約若しくは同じ財産若しくは権利に関して同様の契約違反若しくは危害を、被告が行うことを抑えるよう、裁判所に対して暫定的差止を申請することができる。 (2)裁判所は、差止の期間、口座の維持、担保の提供、その他の裁判所が適当と考える条件により、命令にて、そのような差止を許諾することができる。

Copyright©2014 JETRO All rights reserved. 禁無断転載

［特許庁委託事業］
インド知財判決・審決分析集
(2014 年第 3 版)

2014 年 1 月　初　版発行
2014 年 5 月　第 2 版発行
2014 年 6 月　第 3 版発行

[著者]
各論点レポートの文末に記載

[発行・編集]
独立行政法人　日本貿易振興機構
ニューデリー事務所
知的財産権部
TEL:+91-11-4168-3006
FAX:+91-11-4168-3003

2014 年 6 月発行　禁無断転載

本報告書は、日本貿易振興機構が各論点レポートの文末に記載の執筆日現在入手している情報に基づくものであり、その後の法律改正等によって変わる場合があります。また、掲載した情報・コメントは著者及び当機構の判断によるものですが、一般的な情報・解釈がこの通りであることを保証するものではないことをあらかじめお断りします。

Copyright©2014 JETRO All rights reserved. 禁無断転載